

# 交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車で交差点を右折する時は、車と同じ方法で右折してもよい。

- ② 自転車に乗っている時に歩いている人とぶつかったが、相手の人が「大丈夫です。」と言ってそのまま立ち去ったので、警察に交通事故の届出をしなかった。

- ③ 自転車で道路を走行中に、前を走っていた車が交差点の手前で停止したので、後方の安全を確かめて、止まっている車の右側を通り抜け、車の前に出た。

- ④ 信号機は、自分の進行方向の前方の信号機に従わなければならないが、横の信号が赤色になれば、前方の信号は必ず青色になっているので進行してもよい。

- ⑤ 自転車で歩道を通行するときは、歩行者に注意を呼びかけるため、警音器（ベル）を使用してはいけない。

# 交通安全テスト 令和元年11月号

## 解答・解説 (中学・高校生用)

### ① 自転車で交差点を右折する時は、車と同じ方法で右折してもよい。【×】

A：車と同じ方法で右折してはいけません。

● 道路交通法第34条第3項（左折又は右折）

軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(3) 交差点での右左折は、次の方法でしなければなりません。

イ 右折は、次の方法でしなければなりません。

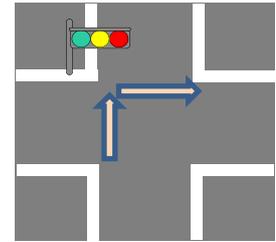
(7) 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

#### <指導のポイント>

自転車に乗って交差点を右折するときは、できる限り道路の左側端に寄り、2段階右折をしなければなりません。

(右図に記載の矢印のとおり右折する。)



### ② 自転車に乗っている時に歩いている人とぶつかったが、相手の人が「大丈夫です。」と言ってそのまま立ち去ったので、警察に交通事故の届出をしなかった。【×】

A：交通事故があった時は、相手が事故現場から立ち去ったとしても、警察に事故の届出をしなければなりません。

● 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置（抜粋））

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

#### 【罰則】

- ・ 救護（緊急）措置義務違反（死傷事故の場合）  
1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・ 報告義務違反  
3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

#### <指導のポイント>

自転車も車両の仲間ですので、警察への届出義務があります。そのまま立ち去ると道路交通法違反（救護措置義務違反、報告義務違反）に問われる場合があります。

交通事故を起こした場合は、相手が事故現場から立ち去ったとしても、自分で110

番通報するか、周りの人に110番通報を依頼する等して、必ず警察に届出をしなければなりません。

③ 自転車で道路を走行中、前を走っていた車が交差点の手前で停止したので、後方の安全を確かめて、止まっている車の右側を通り抜け、車の前に出た。【×】

A：止まっている車の前に割り込んだり、車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。

● 道路交通法第32条（割り込み等の禁止）

車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに続いて停止し、若しくは徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

(4) 交差点や踏切の手前などで、停止している車やゆっくり進んでいる車があるときは、その前に割り込んだり、これらの車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。

<指導のポイント>

前の車の右側、左側に関係なく、信号待ち等をしている車の前に割り込んだり、車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。

④ 信号機は、自分の進行方向の前方の信号機に従わなければならないが、横の信号が赤色になれば、前方の信号は必ず青色になっているので進行してもよい。【×】

A：横の信号が赤色であっても、前方の信号が青色になっているとは限りません。

● 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））

(2) 信号機の信号は、前方の信号を見るようにしましょう。横の信号が赤であっても、前方の信号が青であるとは限りません。例えば、全方向が一時的に赤になる信号や、時差式信号機のように特定方向の信号が赤に変わる時間をずらせているものもあります。

<指導のポイント>

交差点にある信号機のほとんどでは、一時的に全部の信号が赤色になるタイミングがあります。

また、時差式信号機等もありますので、横の信号が赤であっても、進路前方の信号機を確認し、安全を確かめましょう。

⑤ 自転車で歩道を通行するときは、歩行者に注意を呼びかけるため、警音器（ベル）を使用してはいけない。【○】

A：注意を呼びかけるために、ベルを鳴らしてはいけません。

● 道路交通法第54条（警音器の使用等）

第1項 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

第1号 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。

第2号 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

第2項 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りではない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

(12) 警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を避けるためやむを得ないときだけ使用し、歩道などでみだりに警音器を鳴らしてはいけません。

<指導のポイント>

歩道は歩行者優先です。

また、歩行者の通行を妨げるおそれがある時は、一時停止しなければなりません。

歩行者に対して、注意を呼びかけたり、道を譲ってもらうためにベルを鳴らしてはいけません。